

服務管理の不備

| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|---|-------------------------|--------------------------------|--------|---------------------|---|-------|---------------|-------------------------|--------------------------------|--|----|----|-----|----|------------------|--------------------|---|-----|
| 住吉高等学校 | <p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th><th>健康診断名</th><th>検診日</th><th>検診等の時間</th><th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>人間ドック</td><td>令和5年 7月25日</td><td>午前9時00分から 午前11時30分まで</td><td>午前9時15分から 午後5時45分まで (全日)</td></tr> </tbody> </table> | 職員 | 健康診断名 | 検診日 | 検診等の時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 | A | 人間ドック | 令和5年 7月25日 | 午前9時00分から 午前11時30分まで | 午前9時15分から 午後5時45分まで (全日) | <p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除することができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【学校職場における勤務条件等(制度解説)】(府立学校版) 第7章 服務 7 職務専念義務の免除(職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>根拠</th><th>条文</th><th>具体例</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例 第2条 第2号</td><td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td><td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・ 子宮がん検診、大腸 検査等 (以下略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | 条例 第2条 第2号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・ 子宮がん検診、大腸 検査等 (以下略) | (略) |
| 職員 | 健康診断名 | 検診日 | 検診等の時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A | 人間ドック | 令和5年 7月25日 | 午前9時00分から 午前11時30分まで | 午前9時15分から 午後5時45分まで (全日) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条例 第2条 第2号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・ 子宮がん検診、大腸 検査等 (以下略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年5月30日)